

加工食品の原料原産地表示に関する検討会第3回資料

2016年3月31日
日本チェーンストア協会
食品委員会 委員
(株式会社ライフコーポレーション)
櫟 友彦

「加工食品の原料原産地表示制度」に関する意見

日本チェーンストア協会はスーパーマーケットの業界団体です。その会員である弊社、株式会社ライフコーポレーションは近畿圏と首都圏の都市部を中心に2015年末現在256店舗の食品スーパーを展開しています。半径1kmに生活するお客様の多様な要望にお応えして、お客様から最も信頼される地域一番店を目指して営業しております。

弊社では、自社工場で原料加工や惣菜等の自社商品の製造も実施していますので、販売者、製造者という二面から、過去の検討における論点・課題について意見を述べさせていただきます。

1. 原料原産地表示の目的

(1) 「原料原産地表示は、消費者が食品を購入する際の合理的判断に資するために、消費者への正確な情報提供を行うもの。表示により安全を担保するものではない。」については賛成です。

販売食品が安全であることは基本であり、表示により担保するものではないと認識しています。弊社PB(プライベートブランド)商品委託製造先様や弊社製造工場では、原材料から包装まで、食品安全管理の考え方で一定以上の水準を達成していることを確認しています。

2. 国際整合性

(1) 国際的ルール(TBT協定、コーデックス規格)との関係は、整合をとる必要があると考えます。

3. 表示対象品目

(1) 2つの選定要件(原料の品質の差異が加工食品の品質に反映される品目(要件1)、主たる農水畜原料の割合が50%以上の商品(要件2))を堅持することは、この要件が作られてきた背景や関係する各社が一律に実施しなければならないことを考慮すると必要と考えます。この2要件にあう品目を探索し、対象品目を拡大する取組みを進めることで良いと考えます。

4. 任意表示

(1) 義務表示とは別にガイドライン等に基づく自主的な表示については、お客様の原料原産地表

示に対する要望に柔軟に対応できる取組みの一つと考えます。いろいろな情報ツールが使える現在では、多様な形で情報提供できる可能性があります。

5. 表示の実行可能性

- (1) 義務表示については、間違いなく実施すること、誰もができることが必要です。頻繁な切替への対応、表示ラベルが制限されている中でどこまで表示可能なのか、トレーサビリティがしつかりとれることができるのかといった課題があります。簡単に実行可能でないと、誤表示、偽装表示を招く可能性があります。

以上